

太 田 市 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく予防接種を、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

太田市長 清水聖義

記

1. 種類、対象者、実施期日及び実施場所

種 類	対象者の範囲	実施期間	実施場所
ロタウイルス感染症	(1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者 (2) 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	太田市医師会、 足利市医師会、 桐生市医師会及び 群馬県医師会会員 で予防接種の承諾 の得られた会員の 属する医療機関
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		
Hib（ヒブ）感染症	(1) 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 (2) 五種混合ワクチン（DPT-IPV-Hib）を使用する場合は、生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
百日せき	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア	【第1期】 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 【第2期】 11歳以上13歳未満の者		
破傷風	【第1期】 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 【第2期】 11歳以上13歳未満の者		
急性灰白髄炎	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
B C G	1歳に至るまでの間にある者		
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
麻疹	【第1期】 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者及び特例措置にあたる者 【第2期】 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風しん	【第1期】 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者及び特例措置にあたる者 【第2期】 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者及び特例措置にあたる者 【第5期】 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性（令和6年度までに風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められたものを除く）		
日本脳炎	【第1期】 (1) 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (2) 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの者で、20歳未満の者 【第2期】 (1) 9歳以上13歳未満の者 (2) 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれで、20歳未満の者		

種 類	対象者の範囲	実施期間	実施場所
ヒトパピローマウイルス感染症	【定期】 小学校6年生から高校1年生相当年齢の女子 【経過措置】 平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女子で、キャッチアップ接種の期間に1回目又は2回目接種した者	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	太田市医師会、 足利市医師会、 桐生市医師会及び 群馬県医師会会員 で予防接種の承諾 の得られた会員の 属する医療機関
高齢者の肺炎球菌	(1) 65歳の者		
	(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で希望する者		
帯状疱疹	(1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の者		
	(2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で希望する者		
インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	(1) 65歳以上の者で希望する者	令和7年10月1日から 令和8年1月10日まで	
	(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で希望する者		

2. 接種不相当者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん、風しん、水痘等に係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) B型肝炎の予防接種の対象者で、母子感染予防として、出生後にB型肝炎ワクチンの接種を受けた者
- (7) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (8) 高齢者の肺炎球菌感染症にかかる予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種法を受けたことのある者
- (9) 帯状疱疹にかかる予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3. 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (6) 結核に係る予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (7) ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者